
航空法令とドクターヘリ

(日本航空医療学会・監修、ドクターヘリハンドブック、2015、p.22-26)

2018年1月26日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

【航空法の改定】

航空法第一条が平成12年に改定され、目的に公共の福祉の増進が追加された。ドクターヘリは追加された「公共の福祉の増進」に最も寄与する航空機の運航の一つであると考えられる。ドクターヘリの運航開始後に以下の3つについて改定が実施され円滑な運航に寄与している。

① 施行規則176条2号の追加

消防機関等の依頼または通報による場合、ドクターヘリは国土交通省が定める高度以下を飛行することができ、空港以外の場所で離着陸できる。

② 航空法97条および施行規則205条の改定

飛行前の航空局への飛行計画の通報義務について「いとまのない場合」は飛行開始後の通報でもよい。

③ 施行規則176条3号の追加

消防機関等依頼、または通報がなくともドクターヘリは医療機関の判断で国土交通省が定める高度以下を飛行することができる

以上をまとめるとドクターヘリは最短時間で目的地に到着するのが重要なので飛行経路は原則ダイレクト経路、高度は必要以上に高く飛行することはないということになる。

【ドクターヘリの航空法適用除外】

わが国ではドクターヘリは航空運送事業として取り扱われており、ドクターヘリは航空法の一般的安全基準に付加して航空運送事業としての安全性の確保が要求されており、運航規程および整備規程に定められた内容を順守している。一方でドクターヘリは目的の遂行上法令の適用除外を受けられる部分がある。航空法第79条(離着陸の場所)、第80条(飛行の禁止区域)、第81条(最低安全高度)については救助のためなので適用除外となるが、ドクターヘリ運航を委託された航空運送事業者は各々運航規程を定めており、離着陸に関して運航規程に従った運航をしなければならない。ドクターヘリが運航できる気象条件は航空運送事業者が定めている。風速制限に関しては航空法にはない。

【ドクターヘリの離着陸場所の基準】

一般的な航空機は飛行場とヘリポートの2種類以外で離着陸をしてはならず(航空法第79条)、ヘリポートの設置基準は厳しく、公聴会も必要なため容易に設置許可を得ることはで

きない。しかし、国土交通大臣の許可を受けた場合は飛行場とヘリポート以外の場所でも離着陸が可能となる。離着陸帯の基準としてまず一般基準がある。建築物上の離着陸基準は一般基準を満たした上で脱落防止施設および燃料流出防止施設が必要となる。山岳地、農地、その他離着陸経路上に人または物件のない地域の運航に使用する離着陸場である特殊地域では一般基準よりも接地帯が小さい場合や進入表面の勾配値が小さい場合、狭い場所でも設定が可能であるが、以下の条件を満たさなければならない

- ① ヘリコプターを使用しなければ業務の遂行が不可能または困難であり、業務を行う者以外が搭乗しない運航である
- ② 地面効果外のホバリング重量の95%の重量であること
- ③ 操縦士の資格は定期運送用操縦士または事業用操縦士であること

災害時に緊急輸送用に使用する防災対応離着陸場は周囲に障害物がある場合にも設定が可能であるが特殊地域と同様に上記の①-③を満たさなければならない。

【飛行場以外の場所でのドクターヘリの離着陸基準】

ドクターヘリが飛行場以外の場所で離着陸する条件としては航空法第81条の2を受けない場合、緊急性の有無で分けられる。緊急性はあるが、施行規則第176条の2号および3号に該当しない場合は場外離着陸の許可を取得する必要があり、以下の基準が適用される

- (1)一般基準
- (2)建築物上の離着陸基準
- (3)「特殊地域」の基準
- (4)「防災対応離着陸場」の基準

緊急性がない場合は(1)と(2)のみが適用される。

ただし、(4)の適用には動力装置が故障した場合に地上または水上の人または物件に対して危害を与え損害を及ぼすことなく不時着できる経路の選定が必要となる。以上のように空港以外の場所で離着陸を行う場合、離着陸帯は原則(1)-(4)をみたさなければならないが人命救助のために緊急現場に離着陸する場合で緊急現場での離着陸の安全確保の要件、離着陸の可否を判断する手順が定められこれらに従って機長が安全に離着陸を行うことができると判断した場合は(1)-(4)を満たさなくて良いとされる。

消防機関等からの依頼または通報によらずドクターヘリとして救助のための航行を行う場合、厚生労働省が定める「航空法施行規則第176条の改正に伴うドクターヘリの運航について」に基づき運航調整委員会が必要な事項を運航要領に定め離着陸における安全確保を行う必要がある。